

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	令和 8 年度 6 月データ標準レイアウト改版に伴う健康管理システム改修業務 (成人)
委託業務場所	大津市浜大津四丁目 1 番 1 号ほか
概要	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報への項目追加等
契約期間	令和 8 年 9 月 30 日まで
契約年月日	令和 8 年 5 月 12 日
契約金額	2, 200, 000 円
契約の相手方	[所在地] 草津市渋川一丁目 2 番 15 号 [名称] トーテックアメニティ株式会社
契約相手方の選定理由	トーテックアメニティ株式会社は、健康管理システムの製造開発業者であり、当該システムのプログラム改修業務は開発業者である当該業者しか実施できないため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。